

作業環境測定を実施しよう

作業環境測定の実施

第1の原則
(安衛法第65条第1項)

粉じん、有機溶剤など10の作業場について、法定回数測定し、記録を法定年数保存する。

第2の原則
(安衛法第65条第2項)

作業環境測定基準に従って測定する。

第3の原則
(作業環境測定法第3条)

5つの指定作業場については、作業環境測定士又は作業環境測定機関に測定させる。

作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場		測 定				
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年	
※①	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度及びふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回(注1)	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則 592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
		ロ 28℃を超える作業場	安衛則 612条	気 温	半月以内ごとに1回	3
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則 603条	通 気 量	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条	外部放射線による線量当量率又は線量当量	1月以内ごとに1回	5
		ロ 放射性物質取扱作業室 ハ 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場	電離則 55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
※⑦	特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	第1類物質又は第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定の物については30年間	
	石綿を取り扱い、若しくは試験研究のために製造する屋内作業場	石綿則 36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40	
※⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3	
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素及び硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3	
※⑩	第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

★ 上表のうち、○印は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場

(注1) 施設、設備、作業工程、作業方法を変更した場合は遅滞なく測定